

長崎県立島原高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止に関する基本的方針

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であり、教育活動全体を通じ「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、すべての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを目指す。

2 校内組織（いじめ対策委員会）

- (1) 目的 いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。
- (2) 構成 校長、教頭、特別支援コーディネーター、教務部主任、生徒指導部主任、学年主任、学級担任、教育相談部職員、外部委員（地元有識者）
- (3) 業務内容
 - ① いじめの防止への取組
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめへの対処
 - ④ 家庭や地域との連携
 - ⑤ 関係機関との連携

3 関係機関等との連携

(1) 日々の連携

- ①生徒を対象に、自己指導能力や危険回避能力を身に付けさせる。
例)交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室や非行防止教室、インターネットや携帯電話の適切な使用に関する情報モラル教育など
- ②保護者等を対象に、家庭教育の支援を行う。
例)スクールカウンセラー、精神科医等によるいじめ・不登校への対応や、警察官による犯罪被害から子どもを守る方法等に関する講演会
- ③学校と関係機関等のネットワークの構築を図る。
例)関係機関等との情報交換会や連絡協議会のほか、問題行動対応マニュアルの作成や、教職員研修で行う関係機関等の業務内容に関する学習会や関係機関等一覧表の作成など
- ④生徒指導体制の充実を図る。
例)関係機関等の職員を招いて生徒理解の仕方や生徒の問題行動等への対応の仕方等を学んだりする研修会やケース会議、事例検討会など

(2) 緊急時の連携

- ①深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合
保護者の理解を求めつつ、積極的に関係機関等に相談し、事例によっては主たる対応を関係機関等に委ねる。
- ②問題行動等に対する指導が困難な状況となった場合
例えば、教育委員会などが働きかけて、ケースごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ機関等と連携してサポートチームを組織し、学校や家庭への支援や生徒への対応を行う。
- ③問題行動等の主たる対応を関係機関等に委ねることにした場合

学校として行うべきことと関係機関等の専門性に委ねることを明確にし、連携して一体的な指導を行う。

※緊急時の連携を進めるに当たっては、保護者への説明、個人情報保護、マスコミへの対応等にも十分留意する。

| 区分 | 目 的 | | 具 体 例 | |
|--------------|-------------|---|---|--------------|
| 日 々 の 連 携 | 健全育成の推進 | 規範意識の育成 自尊感情の育成 自律能力の育成 危険回避能力の育成 問題行動等の未然防止 家庭教育の支援 | 交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室（喫煙防止、飲酒防止を含む）、非行防止教室、情報モラル教育、健全育成に関する講演会など | |
| | ネットワークの構築 | 情報交換 連絡体制の整備（役割分担の確認、連絡先・担当者等の確認） | 情報交換会、連絡協議会、問題行動対応マニュアル、関係機関等一覧表など | |
| | 生徒指導体制の充実 | 教職員の指導力の向上 | 関係機関等の職員を招いての研修会、ケース会議、事例検討会など | |
| 緊急時 の 連 携 | 問題行動等発生時の対応 | 暴力行為等への対応 児童虐待の防止 | 警察、児童相談所等への連絡・相談、児童虐待の通告・相談など | サポーター チーム |
| | 指導困難な状況への対応 | 計画的、専門的な指導 保護者支援 | 関係機関等との連携による深刻な問題への対応など | |

【主な関係機関】

| | | | |
|--------------------|--------------|-----------------|--------------|
| 義務教育課児童生徒支援室 | 095-894-3339 | 子どもホットライン | 0120-46-0606 |
| 長崎こども・女性・障害者支援センター | 095-844-5132 | 島原市少年センター | 0957-62-7232 |
| 長崎家庭裁判所島原支部 | 0957-62-3151 | 長崎地方裁判所島原支部 | 0957-62-3151 |
| 島原簡易裁判所 | 0957-62-3151 | 長崎地方法務局五島支局 | 0959-72-2261 |
| 長崎少年鑑別所 | 095-846-5600 | 長崎保護観察所 | 095-822-5175 |
| 長崎こども・女性・障害者支援センター | 095-844-6166 | 島原市社会福祉課家庭児童相談室 | 0957-63-7750 |

4 いじめ防止について

(1) 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

(2) 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

(3) 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にしている指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

(4) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらい

とした道徳の指導や取組を実践する。

(5) 生徒の自己肯定感の育成

生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

(6) 生徒の自己指導能力の育成

生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

(7) 家庭・地域、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

5 いじめの早期発見について

(1) 教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

(4) 情報の収集

生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

6 いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場での行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え継続的な助言を行う。

(5) いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

(6) 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

7 P T Aや保護者との連携

いじめ集団の構造は、[被害者・加害者・仲裁者・観衆・傍観者]からなる。いじめを助長させているのは、周りではやしたてたり、喜んで見ていたりする「観衆」と、見て見ぬふりをしている「傍観者」であり、この構造を変え、全員で、いじめを許さない雰囲気を作り上げることが重要である。この「全員」には、保護者や教職員も含まれる。

(1) P T Aとの連携

「すべての生徒がかかわる可能性がある」という見地から、学校とP T Aが連携し研修会などを行いながら共通理解を図り、「いじめは許さない」という姿勢を作り出し、生命を大切にすることをP T Aを含めて組織的に実践する。さらには地域の関係機関等とも連携し、協議する場を設け、地域ぐるみの対策を推進する。

(2) 保護者との連携

特にいじめは、早期発見が重要であり、そのためには家庭の役割が大きい。学校より家庭の方がより早くサインに気づける場合が多く、そのいじめのサインを見逃さないためにも、「おかしいな」と思ったら、家庭だけで悩まず、すぐに学校へ相談できる雰囲気や体制を構築する。

また、それぞれのお子様がいじめられる場合ばかりでなく、いじめる側に立つ場合もあるので、行動に裏表がないか、自己中心的な言動が目立たないか、また、学校でいじめが発生した場合、我が子はどうふるまうのか、どうふるまうべきなのか、日頃から家庭で話し合う機会を設けていただくことも重要である。

いじめに関する事案が発生した時は、関係保護者との情報交換・共通理解を密にし、いじめた側・いじめられた側それぞれの生徒・保護者の支援や指導を組織的に対応する。